是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三　求人者が令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

四　求人者が令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ・ロ　（略）

4　（略）

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第八条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条関係）
一～二十三　（略）	一～二十三　（略）
二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第十八条第五号の給付金に係る申請、第二十七条第一項の大量雇用変動の届出及び第三十条の六第一項の調停の申請	二十四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等　第十八条第五号の給付金に係る申請及び第二十七条第一項の大量雇用変動の届出
二十五～四十三　（略）	二十五～四十三　（略）

四十四　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に係る申請　第十八条第一項の調停の申請

四十五～四十五の十一　（略）

四十五の十二　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）に係る申請等　第十六条第七項及び第三十条の報告以外の申請等

四十六～五十六　（略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第九条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（ハラスメント防止対策室）	（ハラスメント防止対策室）
第五十条　雇用機会均等課に、ハラスメント防止対策室を置く。	**第五十条**　雇用機会均等課に、ハラスメント防止対策室を置く。
2　ハラスメント防止対策室は、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務をつかさどる。	2　ハラスメント防止対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
（削る）	一　職場における性的な言動に起因する問題に関すること。
（削る）	二　職場における労働者の就業環境が害される言動に起因する問題に関すること。
3　（略）	3　（略）
（雇用環境・均等部の所掌事務）	（雇用環境・均等部の所掌事務）
第七百六十条の二　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百六十条の二**　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関すること。	十　職場における性的な言動に起因する問題に関すること。
十一～十六　（略）	十一～十六　（略）
（企画課の所掌事務）	（企画課の所掌事務）
第七百七十六条の二　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百七十六条の二**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務の実施に関すること。	九　職場における性的な言動に起因する問題に関する事務の実施に関すること。
十～十六　（略）	十～十六　（略）